審査情報提供事例について

審査支払機関における診療(調剤)報酬に関する審査は、国民健康保険 法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療(調剤)報酬点数 表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行わ れています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、 審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者 に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供 事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

383 デュロキセチン塩酸塩(ペインクリニック2)

《令和5年2月27日新規》

〇 標榜薬効(薬効コード)

神経用剤(117)

〇 成分名

デュロキセチン塩酸塩【内服薬】

〇 主な製品名

サインバルタカプセル 20mg、同 30mg、他後発品あり

〇 承認されている効能・効果

- うつ病・うつ状態
- 下記疾患に伴う疼痛 糖尿病性神経障害 線維筋痛症 慢性腰痛症 変形性関節症

〇 承認されている用法・用量

〈うつ病・うつ状態、糖尿病性神経障害に伴う疼痛〉

通常、成人には1日1回朝食後、デュロキセチンとして40mgを経口投与する。 投与は1日20mgより開始し、1週間以上の間隔を空けて1日用量として20mgず つ増量する。なお、効果不十分な場合には、1日60mgまで増量することができる。 〈線維筋痛症に伴う疼痛、慢性腰痛症に伴う疼痛、変形性関節症に伴う疼痛〉

通常、成人には1日1回朝食後、デュロキセチンとして60mgを経口投与する。 投与は1日20mgより開始し、1週間以上の間隔を空けて1日用量として20mgず つ増量する。

〇 薬理作用

セロトニン及びノルアドレナリンの再取り込み阻害による脳及び脊髄における下 行性疼痛抑制系の賦活化

〇 使用例

原則として、「デュロキセチン塩酸塩【内服薬】」を「神経障害性疼痛」に対して 処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

〇 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

〇 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

通常、成人には1日1回朝食後、デュロキセチンとして60mgを経口投与する。投

与は1日20mgより開始し、1週間以上の間隔を空けて1日用量として20mgずつ増量する。

- (2) 本剤の投与量は必要最小限となるよう、患者ごとに慎重に観察しながら調節すること。
- (3) 本剤による神経障害性疼痛の治療は原因療法ではなく対症療法であることから、 疼痛の原因となる疾患の診断及び治療を併せて行い、本剤を漫然と投与しないこと。

〇 その他参考資料

- (1) 神経障害性疼痛薬物療法ガイドライン 改訂第2版
- (2) NICE神経障害性疼痛クリニカルガイドライン
- (3) カナダ疼痛学会神経障害性疼痛ガイドライン